

# 作業工程 レベル1 石綿含有吹付け材、保温等を切断により除去

## 解体又は改修等における除去を行う場合

■ … 石綿含有吹付け材等の使用がない場合でも必要な措置    ■ … 石綿含有吹付け材等を切断等により除去する作業に必要な措置

### 事前調査

事前調査(元請業者が実施) ※1、2

- 書面調査
- 現地での目視調査
- 分析調査による判定または含有みなし

事前調査結果及び作業方法の発注者への説明

### 報告

元請業者報による事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告 ※3

### 届出

発注者による作業実施の届出(大防法)  
施工者による届出(安衛法・石綿則)

### 掲示等による 事前調査結果・ 作業内容の周知

事前調査結果・作業内容を公衆・作業者に見やすいように掲示

事前調査結果の現場への備え付け

下請負人への説明

### 作業前処理

負圧隔離養生(プラスチックシート等による隔離、  
セキュリティゾーンの設置、集じん・排気装置の設置、負圧の確保)

集じん・排気装置の点検・確認  
作業場内及びセキュリティゾーンの負圧の確認

### 囲い込み、 封じ込め作業

石綿含有吹付け材等の湿潤化

石綿含有吹付け材等の除去

作業開始直後及び定期的に、  
集じん・排気装置の排気口から  
粉じんの漏えいがないことや負  
圧が確保されていることを確認

### 事後処理

作業場内の清掃

必要な知識を有する者による取り残しがなくことの確認 ※4

除去部分への粉じん飛散防止処理剤の散布

負圧隔離養生内の石綿が飛散しないことの確認

負圧隔離養生解除(シート等の撤去)

仕上清掃

作業記録の作成、作業が適切に終了したことの確認

発注者への終了報告

確認結果の記録及び終了報告の保存

事前調査結果の記録

※1 書面及び現地での目視調査は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に規定される石綿含有建材調査者等に依頼することが望ましい。(令和5(2023)年10月からは義務付け)

※2 分析調査は、厚生労働大臣が認める分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に依頼することが望ましい。(令和5(2023)年10月からは義務付け)

※3 令和4(2022)年4月1日より、規模要件に応じて電子システムで報告する。※石綿無しでも報告必要

建築物の解体:80㎡以上  
建築物の改修等、工作物:請負金額100万円以上

※4 確認を適切に行うために必要な知識を有する者

建築物:※1の調査者等又は当該作業に係る石綿作業主任者

工作物:当該作業に係る石綿作業主任者

# 作業工程 レベル1 石綿含有吹付け材、保温等を切断により除去

## 封じ込め・囲い込みを行う場合

■ … 石綿含有吹付け材等の使用がない場合でも必要な措置    ■ … 石綿含有吹付け材等を切断等により除去する作業に必要な措置

### 事前調査

事前調査(元請業者が実施) ※1、2

- 書面調査
- 現地での目視調査
- 分析調査による判定または含有みなし

事前調査結果及び作業方法の発注者への説明

### 報告

元請業者報 による事前調査結果の都道府県知事及び  
労働基準監督署への報告 ※3

### 届出

発注者による作業実施の届出(大防法)  
施工者による届出(安衛法・石綿則)

### 掲示等による 事前調査結果・ 作業内容の周知

事前調査結果・作業内容を公衆・作業者に見やすいように掲示

事前調査結果の現場への備え付け

下請負人への説明

### 作業前処理

負圧隔離養生(プラスチックシート等による隔離、  
セキュリティゾーンの設置、集じん・排気装置の設置、負圧の確保)

集じん・排気装置の点検・確認  
作業場内及びセキュリティゾーンの負圧の確認

### 囲い込み、 封じ込め作業

石綿含有吹付け材等の湿潤化

囲い込み・封じ込め作業

作業開始直後及び定期的に、  
集じん・排気装置の排気口から  
粉じんの漏えいがないことや負  
圧が確保されていることを確認

### 事後処理

作業場内の清掃

必要な知識を有する者による取り残しがいないことの確認 ※4

負圧隔離養生内の石綿が飛散しないことの確認

負圧隔離養生解除(シート等の撤去)

仕上清掃

作業記録の作成、作業が適切に終了したことの確認

発注者への終了報告

確認結果の記録及び終了報告の保存

事前調査結果の記録

※1 書面及び現地での目視調査は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に規定される石綿含有建材調査者等に依頼することが望ましい。(令和5(2023)年10月からは義務付け)

※2 分析調査は、厚生労働大臣が認める分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に依頼することが望ましい。(令和5(2023)年10月からは義務付け)

※3 令和4(2022)年4月1日より、規模要件に応じて電子システムで報告する。※石綿無しでも報告必要

建築物の解体:80㎡以上  
建築物の改修等、工作物:請負金額100万円以上

※4 確認を適切に行うために必要な知識を有する者

建築物:※1の調査者等又は当該作業に係る石綿作業主任者

工作物:当該作業に係る石綿作業主任者